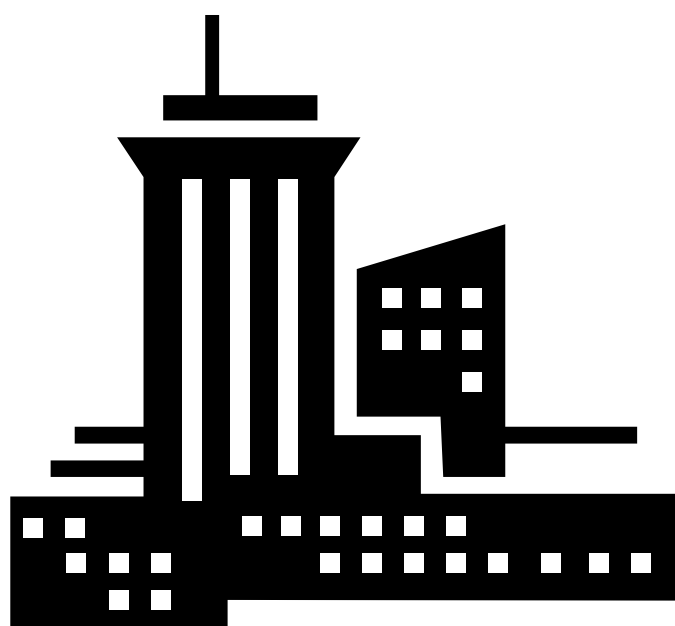


東久留米市

中小企業 / 不況対策緊急資金

融資制度のご案内

平成28年度（7月発行）



お申し込み・お問い合わせ先

東久留米市
市民部産業政策課

東久留米市本町三丁目3-1 [市役所6階]

TEL:042-470-7743 FAX:042-470-7811

◆ 対象者

1. 中小企業信用保険法第2条第1項にいう中小企業者または農業信用保証保険法第2条第1項第1号に定められた、東久留米市融資対象外業種以外の業種を営む方。資本金、常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に当てはまっていること。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (ソフトウェア業、情報サービス業を含む)	3億円以下	300人以下(※1)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下(※2)

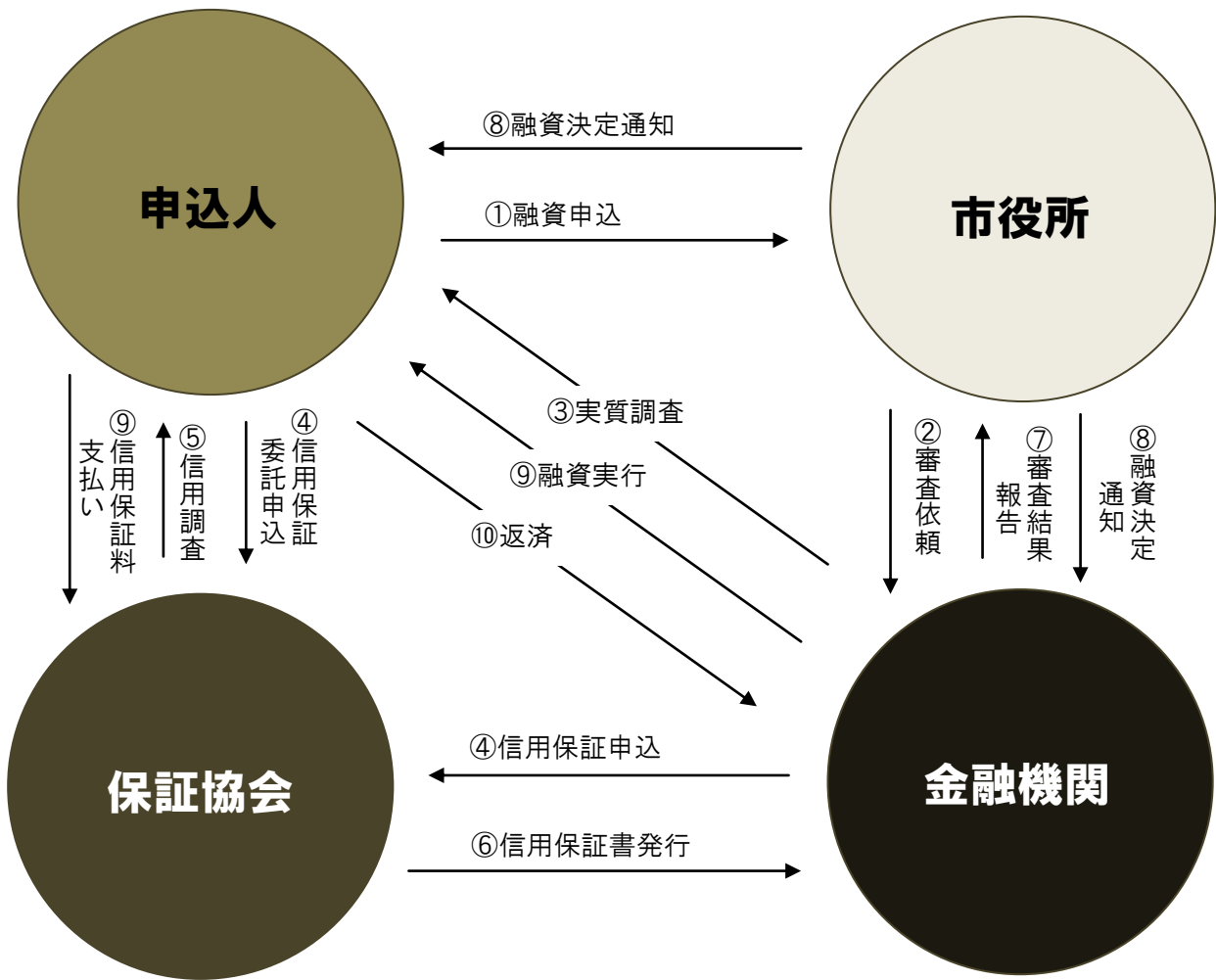
(※1) ゴム製品製造業は900人以下 (※2) 旅館業は200人以下
 ※信用保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。

2. 商店街振興組合法、中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律により設立された商店街を組織する団体

◆ 対象外業種

対象外業種	摘 要	対象外業種	摘 要
林 業	次の業種を除く。 ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業(請負含む)と木炭製造業(請負含む)	場外馬券及び車券売場	
		芸ぎ周旋業	
		興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	
狩猟業		風俗営業等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業
漁業			
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。		
金融・保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業を除く。	不動産業	
		易断所・観相業	
競輪・競馬等の競走場		相場案内業	
競輪・競馬等の競技団		集金業・取立業	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。
パチンコホール			
ビンゴゲーム場		学校	学校法人が経営するもの。
射的場・スロットマシン場		その他	宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP(有限責任事業組合)、積極的に支援し、又は育成していくにはふさわしくない業種等
芸ぎ業	置屋及び検番を除く。		
競輪・競馬等予想業			

◆ 手続の流れ



- ✦ 同一目的での融資利用は、完済をしなければ、新たに融資の申し込み及び連帯保証を行うことはできません。(※融資残高が残りわずかであっても、融資実行時の額を基準とするため、その額を完済しないかぎり限度額を超えての申し込みはできませんので、ご注意ください。)
- ✦ 「運転資金」「設備資金」「ボーナス資金」「不況対策緊急資金」については、それぞれの限度額まで重ねて申し込むことができます。
- ✦ 小口零細企業資金融資制度との併用が可能です。
- ✦ 金融機関のうち「東京みらい農業協同組合」については、個人のみ受付となります。
- ✦ 審査のため、融資の貸付まで、申し込みから1ヶ月前後の期間を要します。
- ✦ あらかじめ取扱金融機関の融資窓口で、市の融資制度についてご相談しておく金融機関の手続きがスムーズになります。
- ✦ 申し込み時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

東久留米市中小企業／不況対策緊急資金融資一覧

平成28年4月1日現在

制度・条件		融資要件		融資対象	融資限度額	利率※	利子補給	融資期間 (うち据置期間)	返済方法
中小企業 資金 融資	1 運転資金	【法人】 ① 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。 ④ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	【個人】 ① 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市(西東京、小平、東村山、清瀬、新座)に有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。 ④ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	500万円	1.875%	0.9%	5年以内 (3ヶ月以内)	割賦償還
	2 設備資金			店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	700万円	1.875%	0.9%	7年以内 (6ヶ月以内)	
	3 ボーナス資金			従業員の夏季または冬季の一時金支払いに必要な資金	200万円	1.875%	0.9%	6ヶ月以内 (据置なし)	
	4 公害防止設備資金			工場等において、公害防止に必要な設備投資を行うための資金	700万円	1.875%	0.9%	8年以内 (1年以内)	
	5 商店街振興資金			—	街路灯、アーケード、駐車施設、従業員厚生施設、その他共同事業に必要な資金	3,000万円	1.875%	0.9%	
中小企業 資金 融資	6 新規開業 運転資金	【会社を設立しようとする方】 ① 市内に引き続き2年以上住所を有する方であること。 ② 新たに会社を設立して市内で創業しようとする方であること。 ③ 次のいずれかに該当する方であること。 (ア) 同一企業に5年以上勤務し、同一事業を営もうとする方 (イ) 法律に基づく資格を有する方で、その事業を創業する方 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。 ⑤ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑥ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	【個人で事業を営もうとする方】 ① 市内に引き続き2年以上住所を有する方であること。 ② 市内または隣接5市(西東京、小平、東村山、清瀬、新座)で事業を営もうとする方であること。 ③ 次のいずれかに該当する方であること。 (ア) 同一企業に5年以上勤務し、同一事業を営もうとする方 (イ) 法律に基づく資格を有する方で、その事業を創業する方 ④ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。 ⑤ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑥ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。	事業を新規に開始(事業を開始して1年未満の方も含む)する際、必要な原材料及び商品の仕入金ならびに給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	300万円	1.875%	0.9%	5年以内 (6ヶ月以内)	
		【法人】 ※創業1年未満の方 ① 市内に本店所在地を有すること。 ② 市税の納税義務者であって、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。 ③ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ④ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ※法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	【個人】 ※創業1年未満の方 ① 市内に引き続き2年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市(西東京、小平、東村山、清瀬、新座)に有すること。 ② 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。 ③ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ④ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。						
不況対策	7 緊急資金	【法人】 ① 市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税(法人市民税・固定資産税)を完納していること。 ④ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会の信用保証を得られること。 ⑥ 最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少していること。 ※法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。	【個人】 ① 市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市(西東京、小平、東村山、清瀬、新座)に有すること。 ② 同一事業を引き続き1年以上営んでいること。 ③ 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等(市民税・都民税・固定資産税・国民健康保険税)を完納していること。 ④ 適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること。 ⑤ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の信用保証を得られること。 ⑥ 最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少していること。	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	500万円	1.875%	1.2%	5年以内 (1年以内)	

※利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。

◆ 東久留米市の助成金

信用保証料の補助

新規借入れをした方の信用保証料の2分の1(上限 25,000 円)を補助しています。

ただし、申請時に偽りがあったことが発覚した場合、繰上償還によって保証料の返還があった場合は、保証料補助金の一部を返還していただく場合があります。

利子補給

市の融資をご利用の方がお支払いいただいた利子の一部について、年に2回(4月から9月までの上期分、9月から3月までの下期分)市から利子補給を行っています。平成28年度の利子補給率は、融資制度一覧表の利子補給率欄をご覧ください。

ただし、利子の支払いを滞納しているとき、約定期間を過ぎたとき等、利子補給を受けられない場合があります。

◆ 東久留米市融資制度についての Q & A

Q 1. 個人で事業を営んでいましたが、最近法人を設立しました。法人になってから1年未満ですが、この制度融資の対象になりますか？

A 2. 同一事業を引き続き一年以上営んでいれば対象になりますが、個人で事業を営んでいた証明や納税証明書等も、個人のものも提出していただくことがあります。

Q 2. LLC(合同会社)、LLP(有限責任事業組合)なども融資の対象となりますか？

A 2. LLCは、対象外業種以外の事業内容であれば、融資の対象となります。LLPは事業内容に関わらず、対象となりません。

Q 3. 税の滞納がありますが、どうしたらいいですか？

A 3. 滞納分を支払った後、未納がないことを証明する納税証明書をお持ちください。(支払ってから、納税証明書に反映されるまで時間がかかる場合があります。)

Q 4. 信用保証協会の保証が得られない場合は、融資は受けられますか？

A 4. 受けられません。保証協会の保証を付けることが条件となります。

Q 5. 東久留米市内の金融機関とは取引がないのですが、他市の支店でも融資は受けられますか？

A 5. 東久留米市の融資は、市内の取扱金融機関と東久留米市が契約を結んでいるものです。お取引引きがない場合は、お取引引きを開始していただきます。

◆ 提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本をお持ちください。

		法人	
		提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布
2	<input type="checkbox"/>	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
3	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
4	<input type="checkbox"/>		
5	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し及び決算書	直近のもの1期分 ※税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済とあるもの
6	<input type="checkbox"/>	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
7	<input type="checkbox"/>	法人の印鑑証明書	田無登記所で発行
8	<input type="checkbox"/>	見積書	設備資金の場合 ※発行企業の印があるもの (図面・カタログ等を添付すること)
9	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	不況対策緊急資金の場合 ※最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの同期と比較して10以上%減少していること (月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること)
10	<input type="checkbox"/>	新規開業事業計画書	新規開業運転資金の場合
11	<input type="checkbox"/>	委任状	※代理申請の場合
12	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	
13	<input type="checkbox"/>	NPO法人は次の書類が必要です(特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類) ①事業報告書 ②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面	

		個人	
		提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布
2	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
3	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
4	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書	市・納税課で発行 (他の保険に加入している場合は加入保険証の写し)
5	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し及び決算書	直近のもの1期分 ※税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済とあるもの
6	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
7	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	市・市民課で発行
8	<input type="checkbox"/>	見積書	設備資金の場合 ※発行企業の印があるもの (図面・カタログ等を添付すること)
9	<input type="checkbox"/>	月別売上高比較表	不況対策緊急資金の場合 ※最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの同期と比較して10以上%減少していること (月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること)
10	<input type="checkbox"/>	新規開業事業計画書	新規開業運転資金の場合
11	<input type="checkbox"/>	委任状	※代理申請の場合
12	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

連帯保証人			
		提出書類	備考 ※ 1
1	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
2	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書	市・納税課で発行 (該当しない場合は課税台帳に無い事の証明:課税課で発行)
3	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書※2	市・納税課で発行 (他の保険に加入している場合は加入保険証の写し)
4	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
5	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	市・市民課で発行
6	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

連帯保証人の要件

- 1 市町村税(特別区税を含む。)の納税義務者であり、かつ、既に納期の経過した分の市町村税を完納していること。
- 2 国民健康保険税の納税義務者であるときは、既に納期の経過した分の国民健康保険税を完納していること。

法人の場合は、企業経営上責任のある役員の連帯保証が必要となります。

- ※1 備考は東久留米市役所で発行する際の部署名です。東久留米市以外で発行が必要な各種証明書がある時は、担当課を各市区町村等へお問い合わせください。
- ※2 国民健康保険料の方は、国民健康保険料を請求されている事がわかる書類を提出してください。(例:納付書のコピーなど)

◆ 取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号
東和銀行	東久留米中央支店	042-477-8111
	東久留米西支店	042-474-1311
りそな銀行	東久留米支店	042-471-3201
	東久留米滝山支店	042-471-7611
東京都民銀行	東久留米支店	042-473-5151
	滝山支店	042-474-7211
青梅信用金庫	東久留米支店	042-471-1811
西武信用金庫	東久留米支店	042-475-5311
多摩信用金庫	東久留米支店	042-477-2111
東京みらい農業協同組合	東久留米支店	042-475-0027

◆ 関係機関

協会名	住所・電話番号
東京信用保証協会 立川支店	〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 ☎042-525-6621(代)
東京都農業信用基金協会	〒190-0023 立川市柴崎町3-5-24 JA東京第2ビル4F ☎042-528-1360

不況対策の優遇措置

通常の要件に加えて、最近3ヶ月の売上高または生産高が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少している方には優遇措置があります。

利子補給

利率1.875%のうち、1.200%分は市から利子補給が受けられます。
中小企業の方の負担は0.675%分となります。

据置期間

不況対策緊急資金の据置期間は通常メニューよりも長い1年間となっています。

作成日 平成28年7月1日